

注意事項

- 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。
- 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、下記の入林届提出先で配布しております。なお、管轄する森林管理局等のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。また、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理署等の管轄区域内のみとなりますのでご注意ください。
 (※関東森林管理局URL <http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>・静岡森林管理署は下記とおり)
 静岡森林管理署の立入禁止区域図は、基本四半期毎に更新とし、事業実施状況次第で変更等あった場合はその都度更新致します。
 また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認ください。
- 団体が届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。
 また、別紙の構成員名簿を提出して下さい。
- 実際に入林する日が決まった場合には、【入林に際しての遵守事項】記載のとおりの方法で、入林する3業務日以前(平日)の午後3時までにご連絡下さい。(※2)
- 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。
- 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。
 以上のことを十分理解いただけましたら、以下のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に、3業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。(※2)
 なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は職員が留守であった場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。

*1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

*2 「3業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③	②	①	—	入林予定日
提出期限 →				

入林届提出先

管轄区域	氏名	住所	TEL及びFAX番号	ホームページ及びメールアドレス
静岡市 富士宮市 富士市 沼津市 裾野市 長泉町 御殿場市 小山町 川根本町 島田市	静岡森林管理署長	〒420-0856 静岡県静岡市葵区 駿府町1-120	TEL 054-254-3401 FAX 054-253-7829	ホームページ http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/sizuoka/index.html 代表メールアドレス ks_shizuoka_postmaster@maff.go.jp

鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業者、 国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日にちと場所を、電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により御連絡下さい。
- 2 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。
- 3 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示して下さい。
- 4 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 5 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をして下さい。
- 6 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 7 入林される際には、火気に十分注意し、山火事予防に御協力下さい。
- 8 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、静岡森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。
- 9 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認して下さい。

静岡森林管理署長